

加古川市介護保険運営協議会傍聴要領

令和4年11月17日決定

(目的)

第1条 この要領は、加古川市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議会の傍聴)

第2条 協議会は、原則として傍聴することができる。ただし、協議会の会長（以下「会長」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、傍聴を認めないことができる。

- (1) 個人情報又は法人情報の及ぶ事項を審議する場合
- (2) 公開しないことを条件に提供された情報に及ぶ事項を審議する場合
- (3) その他公開が公正又は円滑な審議に支障となる場合

2 傍聴人は、市内に在住する者又は加古川市介護保険の被保険者とし、定員は協議会の開催場所等を勘案して、10名以内で会長が決定する。ただし、加古川記者クラブ名簿に登載された報道関係者（以下「報道関係者」という。）はこの限りではない。

(傍聴の手続き)

第3条 協議会の傍聴希望者は、協議会開会10分前までに、会場入口で受付をしなければならない。

2 傍聴希望者が前条第2項の定員を超えるときは、抽選により傍聴人を決定するものとする。

(会場に入ることができない者)

第4条 次の各号に該当する者は、会場に入室できない。

- (1) 他人に危害を加えるおそれのある者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) ラジオ、拡声器等で協議会を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれのある者
- (4) 前各号に定めるもののほか、会長が議事進行上の支障になると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 談笑し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (2) 協議会における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (3) 飲食又は飲酒しないこと。
- (4) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (5) 前各号に定めるもののほか、協議会の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影又は録音の禁止)

第6条 傍聴人は、会場において撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、あらかじめ会長の許可を得た報道関係者はこの限りではない。

(傍聴人の退場)

第7条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合、傍聴人を退場させることができる。

- (1) 第2条第1項各号に該当すると認められるとき。
- (2) 前2条に違反する場合で、会長がこれを制止し、その命令に従わないとき。

(事務局の指示)

第8条 傍聴人は、事務局の指示に従わなければならない。

(補則)

第9条 この要領に定めのないものについては、会長が別に定める。

附 則

この要領は令和4年11月17日から施行する。